

平成24年7月24日

平成24年7月11日からの大雨(平成24年7月九州北部豪雨)  
による被害に係る普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成24年7月11日からの大雨(平成24年7月九州北部豪雨)  
により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項  
の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付す  
ることとしました。

### 1 対象団体

福岡県6市1町1村(計8団体)

熊本県2市1町2村(計5団体)

大分県1市(計1団体)

### 2 繰上げ交付額(9月定例交付額の3割)

8,125百万円

### 3 日程

平成24年7月24日(火) 交付決定

平成24年7月25日(水) 現金交付

※ 繰上げ交付額の団体別内訳は、別紙のとおり

#### <参考>

- ・ 普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの

自治財政局財政課 梶、酒井  
TEL 03-5253-5111 (代表)  
TEL 03-5253-5612 (直通)  
FAX 03-5253-5615

(別紙)

平成 24 年 7 月 11 日からの大雨(平成 24 年 7 月九州北部豪雨)による  
被害に係る普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

<福岡県>

(単位:百万円)

団体名	繰上げ交付額
久留米市	1,589
柳川市	630
八女市	927
筑後市	223
うきは市	379
みやま市	426
広川町	117
赤村	78
合計	4,369

<熊本県>

(単位:百万円)

団体名	繰上げ交付額
熊本市	2,248
阿蘇市	411
産山村	81
高森町	149
南阿蘇村	260
合計	3,149

<大分県>

(単位:百万円)

団体名	繰上げ交付額
竹田市	607
合計	607